

地域密着型介護老人福祉施設 竹の郷 重要事項説明書

＜ 令和 年 月 日 現在 ＞

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 979-7781 (8:30～17:30)

担当 管理者 浜田 久美

* ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2 地域密着型介護老人福祉施設 竹の郷

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	竹の郷
所在地	松山市太山寺町 1470 番地
サービスの種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
介護保険指定番号	3890101292

(2) 同施設の職員体制

職 種	資 格	業務内容	常勤	非常勤	計
管理者		管理業務	1名		1名
医師	医師	嘱託医		1名	1名
生活相談員	介護支援専門員	相談支援	(1名)		(1名)
管理栄養士	管理栄養士	栄養管理		1名	1名
栄養士	栄養士	栄養管理		1名	1名
機能訓練指導員	看護師	機能訓練	(1名)	3名	(1名) 3名
介護支援専門員	介護支援専門員	ケアプラン作成	1名		1名
事務職員		介護事務関係	2名		2名
介護従事者	看護師	介護業務	3名	2名	5名
	介護福祉士		7名	2名	9名
	ヘルパー2級及び 認知症介護基礎研修受講者		10名		10名
合 計			24名	10名	34名

注) 機能訓練指導員は看護師が兼務、生活相談員は管理者兼務の為、()は内数。

職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

(1)	施設長は、施設の業務を統括すると共に福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
(2)	管理者は、事業所の業務を統括する。
(3)	医師は、入居者及び職員の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
(4)	介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら施設サービス計画を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更してお客様の満足度を確保する。
(5)	生活相談員は、入居者の生活相談、面接、身上調査並びに入居者処遇の企画及び実施に関することに従事する。又、常に介護支援専門員との連携を図りサービス計画につなげる。
(6)	介護職員は、入居者の日常生活の介護、援助に従事する。
(7)	看護職員は、入居者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。看護責任者は、医師の指示を受け、看取り介護に係る体制整備を図る。
(8)	管理栄養士（又は栄養士）は、献立作成、栄養管理・栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
(9)	機能訓練指導員は、入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
(10)	調理員は、給食業務に従事する。
(11)	事務員は、庶務及び会計業務に従事する。

(3) 同施設の設備の概要及び定員

ユニット	定員	ユニット内設備		ユニット外設備	
A	9名	居室(1室13㎡)	9室(洗面台完備)	静養室	1室
		共同生活室	1室		
		トイレ	3ヶ所		
		浴室	リフト付き浴槽		
B	10名	居室(1室13㎡)	10室(洗面台完備)	医務室	1室
		共同生活室	1室		
		トイレ	3ヶ所		
		浴室	特殊浴槽		
C	10名	居室(1室13㎡)	10室(洗面台完備)	機能回復訓練室 地域交流スペース	1室
		共同生活室	1室		
		トイレ	3ヶ所		
		浴室	一般浴槽		
合計	29名				

3 サービス内容

① 施設サービス計画の立案	⑦ 健康管理
② 食事	⑧ 理美容サービス
③ 入浴	⑨ 行政手続代行
④ 介護	⑩ 日常費用支払代行
⑤ 機能訓練	⑪ 所持品保管
⑥ 生活相談	⑫ レクリエーション

4 利用料金（施設入居生活にかかる費用）

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

ユニット型個室 基本料金

要介護度	※ 利用料金の1割負担分(月額)
1	682円
2	753円
3	828円
4	901円
5	971円

※「介護保険負担割合証」に示された利用者負担の割合に応じて、1割の方はこの料金を、2割の方はこの料金の倍の金額を、3割の方は3倍の料金をご負担いただきます。

加算(入居者様の状況、状態によって変わります。)

	加算の種類	加算内容	負担料金
1	看護体制加算 (I)イ	常勤の看護師を1名以上配置	12 円/日
2	看護体制加算 (II)イ	看護職員を常勤換算で2名以上配置 24時間の連携体制の確保	23 円/日
3	外泊時費用	入院又は外泊をした場合	246 円/日 (6日限度)
4	初期加算	入所した日から起算して30日の算定	30 円/日
5	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症利用者の受け入れ	120 円/日
6	介護職員等処遇改善加算(II)	職員の賃金の改善等を実施している場合	総額に加算率(13.6%)を乗じた額

(2) 介護保険外の費用について

- ① 食費 1,440円 / 1日
- ② 居住費 1,970円 / 1日

※松山市による減額制度が、所得に応じて第1段階～第3段階まであります。

自己負担額	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	300 円	390 円	650 円	1,360円	1,440円
居住費	880 円	880 円	1,370 円	1,370円	1,970円

第1段階：本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者
生活保護の受給者

第2段階：本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の方。

第3段階①:本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が、80万超120万以下の方。

第3段階②:本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万超の方。

第4段階：市町村民税課税世帯の方

※ 第1段階～第3段階の方は、「介護保険負担限度額認定証」が必要です。

③ その他の自己負担費用

日用品代、おやつ等実費、レクリエーション費用実費

理美容代・・・理美容店が定める金額

医療費・・・医療機関への受診費用、お薬代

(3) 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、20日までにお支払いください。

お支払い後、領収証を発行いたします。

お支払方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としの3通りありますので、ご契約の際にお選びください。

5 入退居の手続き

(1) 退居手続き

① 入居者様のご都合で退居される場合

退居を希望する日の7日前までにお申し出下さい。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・入居者様が他の介護保険施設に入居した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた入居者様の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援と認定された場合

※ この場合、所定の期間の経過をもって退居していただくこととなります。

- ・ 入居者様がお亡くなりになった場合若しくは被保険者資格を喪失した場合

③ その他

- ・ 入居者様が、サービス利用料金の支払を3カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず支払わない場合、または入居者様やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退居していただく場合がございます。この場合、契約終了相当期間内に文書で通知いたします。
- ・ 入居者様が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、契約を終了させていただきます。尚、この場合、退院後に再度入居を希望される場合は、お申し出下さい。
- ・ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退居していただく場合がございます。

6 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

【基本理念】

- ①どこまでも入居者のために・・・援助者の価値観・価値基準で援助するのではなく、入居者の立場・視点に立って援助します。
- ②ともに支えあう・・・・・・・・施設は生活の場であり、入居者、家族、地域、職員がお互いに支えあうと共に、入居者に寄り添うことで自立した生活を送ることを目指します。
- ③透明性の確保・・・・・・・・運営の透明性を高めるとともに、苦情や批判を真摯に受け止め、人格を尊重し改善の糧として入居者サービスの一層の向上を図ります。

(2) サービスの質向上のために

- ① 各ユニットへ男性、女性の介護職員を配置しております。
- ② 職員へ月1回以上の研修を実施しています。
- ③ サービスマニュアルを、各ユニットにて作成しています。
- ④ 身体的拘束は、原則いたしません。
- ⑤ 外出・外食の機会を設けています。

(3) 施設利用に当たっての留意事項

面接	施設長・事務長の面接があります。
外出、外泊	所定の用紙に記載し記録に残します。
飲酒、喫煙	喫煙は所定位置で、飲酒は医師管理のもとで可能です。
設備、器具の利用	リハビリ器具など、利用可能です。
金銭、貴重品の管理	施設が複数人で管理します。
所持品の持ち込み	なじみの物を持ち込んでいただけます。
施設外での受診	協力医療機関、嘱託医と連携します。
宗教活動	信仰の自由により、道徳的範囲内で認めます。
ペット	アニマルセラピーを取りいれます。

(4) その他

①入院中の居室料等について

居室を入院中の入居者のために確保している場合、居室料は入居者負担となります。

②賠償責任保険等の対応について

東京日動火災保険と連携体制をとっています。

7 緊急時の対応方法

入居者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるとともに、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	

8 非常災害対策

- (1) 消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けています。
- (2) 消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の施設防災計画をたて事業所の見やすい場所に掲示すると共に、職員及び入居者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年2回は実施します。そのうち年1回以上は夜間を想定した訓練とします。

- (3) 入居者は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとします。
- (4) 施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっています。また、居室の全てにスプリンクラー装置を設置しています。
- (5) 前項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行っています。
- (6) 非常災害が発生した場合に、職員及び入居者が、当該施設において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食料、飲料水、医薬品その他の必要物資の備蓄をしています。

9 サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

担 当 者	生活相談員
電 話 番 号	089-979-7785
受 付 時 間	8:30~17:30 (土・日・祝日を除く)

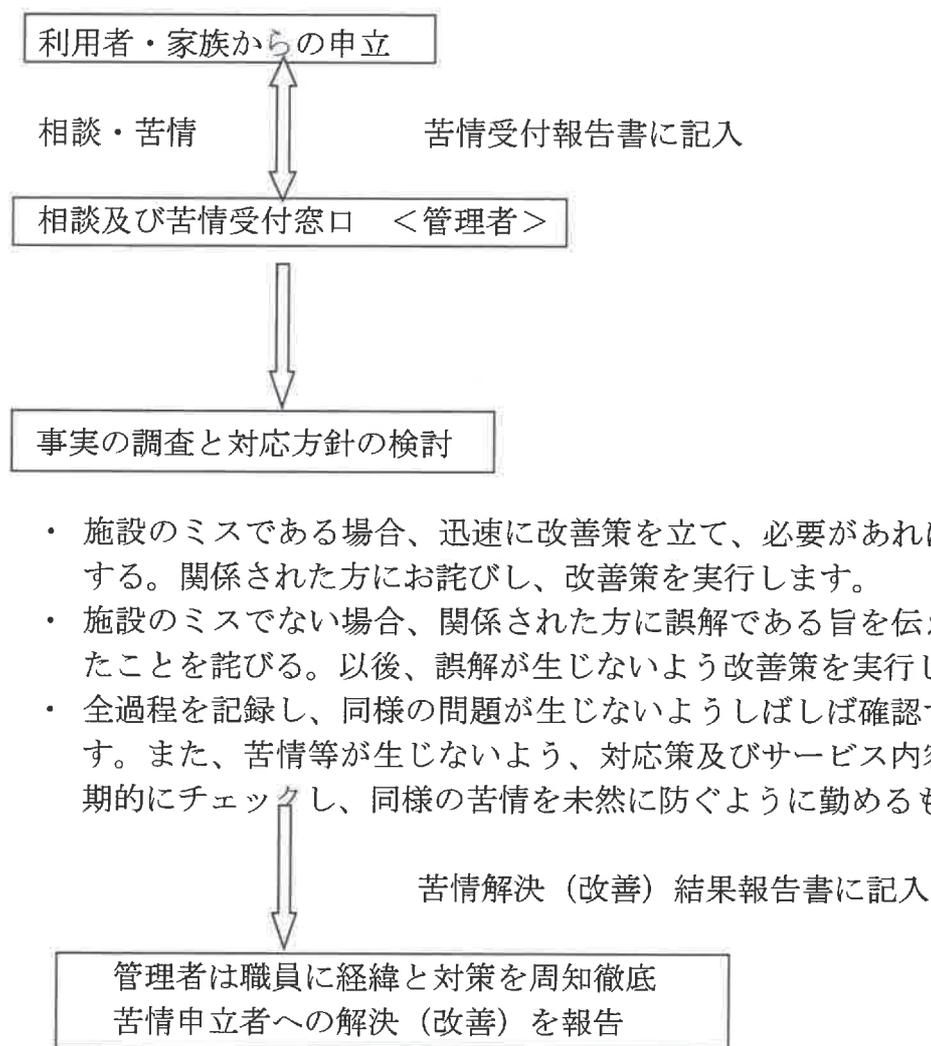
② 当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

松 山 市 指 導 監 査 課	所 在 地	松山市二番町4-7-2
	電 話 番 号	089-948-6968
	受 付 時 間	8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)

愛 媛 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会	所 在 地	松山市高岡町101-1
	電 話 番 号	089-968-8700
	受 付 時 間	8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)

愛媛県福祉サービス運営適正化委員会	所 在 地	松山市持田町3丁目8番15号
	電 話 番 号	089-998-3477
	受 付 時 間	9:00~12:00 13:00~16:30 (土・日・祝を除く)

*当事業所における相談や苦情の対応体制



- ・ 施設の実弊である場合、迅速に改善策を立て、必要があれば全職員に周知する。関係された方にお詫びし、改善策を実行します。
- ・ 施設の実弊でない場合、関係された方に誤解である旨を伝え、誤解が生じたことを詫びる。以後、誤解が生じないように改善策を実行します。
- ・ 全過程を記録し、同様の問題が生じないようにしばしば確認するものとします。また、苦情等が生じないように、対応策及びサービス内容については定期的にチェックし、同様の苦情を未然に防ぐように勤めるものとします。

10 当法人及び併設事業所の概要

法人種別・名称	社会福祉法人 瀬戸福慈会
代表者役職・氏名	理事長 三好 徹
所在地	愛媛県松山市太山寺町1470番地
電話番号	089-979-7781
併設の 事業種別	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
	(介護予防) 短期入所生活介護

11 感染症、事故発生、虐待防止のための措置

(1) 感染症対策

施設において、感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとします。

- ① 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随時見直します。
- ② 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会を、おおむね3か月に1回開催します。
- ③ その他関係通知の遵守、徹底

(2) 事故発生の防止及び発生時の対応

- ① 施設は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生防止の指針を定め、事故を防止するための体制を整備します。
- ② 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入居者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講ずるものとします。
- ④ 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- ⑤ サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

(3) 高齢者虐待防止のための措置

- ① 虐待の防止に係る対策の検討する為の委員会を定期的に開催し、職員に周知します。
- ② 虐待防止の指針を整備し、研修を定期的実施します。
- ③ サービス提供中に従業者又は養護者（利用者や家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

12 第三者評価の実施状況

実施なし

実施した直近年月日

実施した評価機関の名称

評価結果の開示状況

当該施設の入居にあたり、入居者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

(事業者) 社会福祉法人 瀬戸福慈会

代表者 三好 徹 印

(所在地) 松山市太山寺町1470番地

(事業所) 竹の郷

(説明者) 職種 施設長

氏名 浜田 久美

私は、契約書および本書面により、事業者から当該施設についての重要事項の説明を受け、同意します。

(入居者) 住所

氏名 印

(代理人) 住所

氏名 印